

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の災害リスク

◆洪水：小平町防災ハザードマップ

町内を大きく分けると小平地区、臼谷地区、達布地区、鬼鹿地区に分けることができる。また、各地区には大小の河川が流れており、河川沿いに田畑が耕作され集落を形成している。これらの各河川が氾濫した場合の浸水想定区域は、小平町防災ハザードマップによると、0.5～3mの浸水域とされており、大雨や融雪による商業地、居住地、生活産業道路、耕作地の浸水が懸念されている。



(出展 左：小平町大雨時危険区域図

右：北海道土砂災害警戒情報システム)



地区名	想定される浸水深	浸水区域に位置する小規模事業者数	土砂災害特別警戒区域等に位置する小規模事業者数
小平地区	0～1m 未満	7 2	0
臼谷地区	0～3m 未満	1 0	3
達布地区	0～3m 未満	1 0	0
鬼鹿地区	0～3m 未満	3 9	4

◆土砂災害：小平町防災ハザードマップ

小平町は日本海に面しており南北に長い海岸線沿いに形成された集落と、東西（海岸線から山間部）に伸びる河川に沿って集落が形成されていることが多い。特に当町を海沿いに縦断する国道232号線沿いの集落間は急勾配、急斜面が連なっており降雨による土砂崩れ、雪崩等で幾度となく道路通行止めが発生している。幸いにも危険な箇所位置する小規模事業者は少ないが、副道がなく国道に災害が発生することにより事業活動の停止、遅延、運送、バス路線の遮断が発生し住民生活を脅かす。現在も国道の改良が行われているものの、より効果的な副道の建設を求める声も聞かれる。

◆地震発生予測：地震調査研究推進本部・防災科学技術研究所

小平町に影響を及ぼす可能性の高い地震は、地震調査研究推進本部によると3個の断層帯による地震が想定されている。そのうち影響が大きいと考えられるのは「北海道西方沖」となっており、マグニチュード7.8の地震が想定されているが、発生確率は0.1%となっている。防災科学技術研究所のデータによると、震度6以上の地震発生確立が0%の予測、震度5強の発生確率が2%あり、2004年12月14日に北海道留萌支庁南部を震源として発生した地震は地断層型

《東西に圧縮軸を持つ南北走向の逆断層型》とされており、防災科学技術研究所が設置した強震観測網によれば小平町で震度6弱相当（計測震度5.9）の揺れを観測しており、大きな人的被害がなかったものの土地の隆起、建物の歪曲、停電等の被害が発生。更に2018年の胆振東部地震では最大震度7の地震が起こるなど、道内でも大型の地震が定期的に発生しているため警戒が必要である。また、胆振東部地震発生の際は当町もブラックアウトを経験した。この経験を生かし災害時の行動規範に留意する必要がある。

近隣活断層

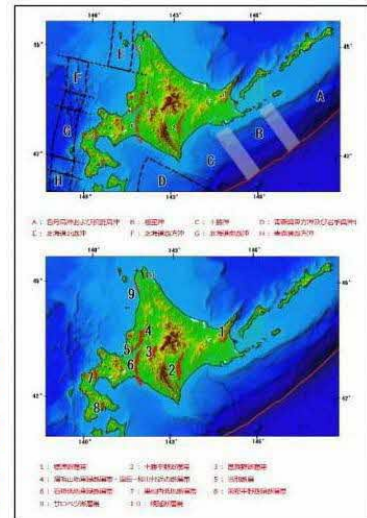
地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
日本海東縁部	北海道北西沖	7.8程度	0.006%~0.1%
	北海道西方沖	7.5前後	ほぼ0%
サロベツ断層帯		7.6程度	4%以下
増毛山地東縁断層帯		7.8程度	0.6%以下

(出典：地震調査研究推進本部)

地区名	地盤の種類	揺れやすさ	地盤	地震発生の予測確率				
				震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
小平地区	丘陵	1.02	液状化しにくい	7%	2%	0%	0%	0%
臼谷地区	丘陵	0.93	液状化しにくい	6%	2%	0%	0%	0%
達布地区	丘陵	0.87	液状化しにくい	6%	2%	0%	0%	0%
鬼鹿地区	岩石台地	1.12	液状化しにくい	8%	2%	0%	0%	0%

揺れやすさの目安	独立行政法人 防災科学技術研究所の分析	2.0以上の地域：特に揺れやすい	1.6以上～2.0未満の地域：揺れやすい	1.4以上～1.6未満の地域：場所によっては揺れやすい
----------	------------------------	------------------	----------------------	-----------------------------

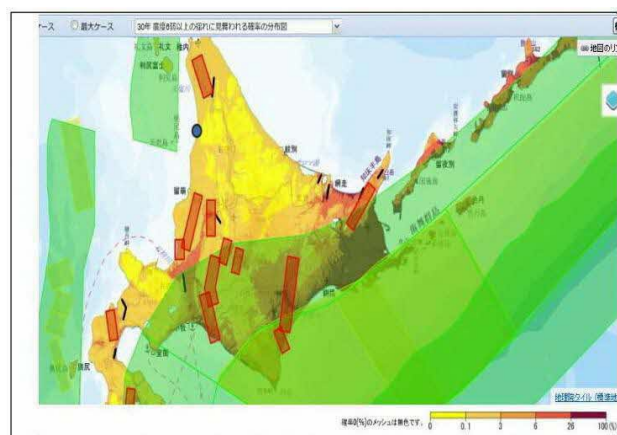
(国立研究開発法人 防災科学技術研究所のデータより抜粋)



(出典：地震調査研究推進本部)

また、この他当町の南北に延びる国道沿いに位置する集落部は、日本海に面しており地震発生時は津波による被害に注意を払わなければならない。

特に、小平地区、臼谷地区、鬼鹿地区はそのほとんどが海に面しており小平地区では海拔3~6m、臼谷地区は海拔1~6m、鬼鹿地区では海拔2~6mと海拔6m以下の平野部が多く、この三地区における小規模事業者数は121事業所となっている。東日本大震災を機に見直された小平町における津波発生時の予測では、平地全体の平均津波高5.2m・最大津波高6.6mとされ町内全域



(出典：地震ハザードステーション)

の平均津波高は5.5m・最大津波高7.8mと予測されている。このことから、小規模事業者が多く集中する三地区では、万一津波最大高約7.8mが発生した場合は、ほとんどの事業者が津波被害を受ける事が予想される。地震発生と共に、津波の発生の有無、警報に注意を払い避難経路、避難場所の確認はもとより日常的に備える必要がある。

◆その他

小平町では、これまでも暴風雨及び融雪による数々の災害に見舞われてきた。近年では平成30年10月の暴風により事業者等の建物や一般住宅に多数の被害があった。また平成16年の台風18号による暴風（最大瞬間風速 43.9m を記録）、高波により、町内全域で被害甚大となった。

近年は道路改良が進み回数は減少したものの、強風、高潮、吹雪による国道通行止めは迂回路が少なく町民生活、経済活動に支障を来すこともある。当町は日本海沿岸地域に位置し、北海道西岸特有の海岸性気候で、冬期間は風雪を伴う季節風が強く、山間部では-30℃、夏期には+30℃に達し60℃もの気温差がある過酷な一面を持つものの、春から秋にかけては温暖な気候に恵まれ比較的住みやすい地域である。

《過去における主な災害記録 出典：小平町防災計画書》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
S53.8.11	水害	低気圧による豪雨 降雨量 175mm	床上浸水 5 床下浸水 43	田 395 畑 108	道路 20 河川 44	橋梁流失他 15 排水路決壊 学校グラウンド浸水	28 億 1560 万円
S56.8.4 ~8.6	水害	集中豪雨 総雨量 280mm	床上浸水 10 床下浸水 43	田 322 畑 377	道路 29 山地崩壊 6	橋梁流失等 2 排水路決壊等 13 農業施設損壊 10 泥水水産被害等	14 億 9772 万円
H16.9.8	台風	台風 18 号による 風水害	住家損壊 104 床上下浸水 6 非住家 58 公共施設 35	農作物 211 施設損壊 664	河川 10 林業 52	人的軽傷被害 9 名 商工被害 64 漁業施設 28 衛生施設等 21	6 億 4976 万円
H16.12.14	地震	鬼鹿地区を中心に 地断層型地震発生 震度 6 弱相当	住家損壊 109 非住家 23 公共施設 11	農地 2	道路隆起、 陥没、土砂 災害等 14	人的軽傷被害 5 名 商工被害 49 衛生施設等 9 その他 26	2 億 1071 万円

◆感染症

新型インフルエンザは、ヒト-ヒト間の伝染能力を新たに有するようになったインフルエンザウイルスを病原体とする感染症であって略称は**新型インフル**と呼ばれ「新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ」であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると懸念されている。

また 2019 年 11 月に初感染者が出て、2020 年 1 月に新型のコロナウイルスであることが確認された**新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)** により引き起こされるこの疾患（呼吸器疾患等）が、現在国内外を席卷し経済、医療、教育をはじめとした様々な国民生活に多大なる影響をおよぼしている。「**新北海道スタイル**」「**新しい生活様式**」を推奨し感染拡大防止に努め、医療体制の貧弱な地方医療の崩壊を未然に防止する努力が求められている。

(2) 商工業者の現状

◇商工業者数 (独自調査) 1 3 1

◇小規模事業者数 (独自調査) 1 1 4 (H26 経済センサス) 1 0 1

業 種	商 工 業者数	小 規 模 事業者数	備 考 (表中の事業者数は小平町商工会独自調査)
建 設 業	26	26	町内に広く分散
製 造 業	6	4	小平、鬼鹿地区を中心に分散
小 売 業	34	33	町内に広く分散
宿 泊・飲食業	13	13	小平、鬼鹿地区を中心に分散
サービス・運輸その他	52	38	町内に広く分散
総 数	131	114	

(3) これまでの取組

①小平町の取組

項 目	年 度	備 考
小平町地域防災計画策定	昭和 40 年	令和 3 年全面改定予定
防災訓練の実施回数	令和元年	町内会単位で実施 9/7～9/8・10/27
防災備品の備蓄状況	令和 2 年	食品 2680、飲料水 2375ℓ、食毛布 186 枚、発電機 13 台、ポータブルストーブ 7 台、その他生活雑貨必需品等一式・作業具、土嚢等多数備蓄
小平町地域強靱化計画策定	令和 2 年	「国土強靱化基本計画」6 月発行
感染症予防対策等「新しい生活様式」実践推進等支援事業	令和 2 年	給付等支援、感染予防・防止対策支援、個人（全町民）、事業者への支援を 10 月より開始

②当会の取組

項 目	年 度	備 考
事業者 BCP について周知	平成 28 年	チラシによる広報
各種損害保険について周知	随時	総合型火災保険他チラシによる広報
防災対策について検討	令和 2 年	防災備品、避難経路等の確認
防災備品の備蓄状況	令和 2 年	マスク、懐中電灯、飲料水、スコップ等

2. 課 題

- ・商工会における緊急時の取組についての定めが漠然としており、関係団体との協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。
- ・体調不良者を出勤させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

3. 目 標

- ・町内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と小平町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

◆成果目標

- ◇商工業者数 (独自調査) 131
- ◇小規模事業者数 (独自調査) 114 (H26 経済センサス) 101

商工業者業種	商 工 業者数	小 規 模 事業者数	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
建 設 業	26	26	3	3	2	2	2
製 造 業	6	4	1	1	1	1	0
小 売 業	34	33	1	1	1	1	2
宿泊・飲食業	13	13	1	1	1	1	1
サービス・運輸・その他	52	38	1	1	2	2	2
合計	131	114	7	7	7	7	7

(表中の事業者数は小平町商工会独自調査)

※策定目標については、商工会における人員、支援体制を考慮し、災害発生時に小平町と防災協定を結んでいる建設業、運輸業、その他14事業所を中心に支援し、5年間で地域の小規模事業者の約3割が事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

◆実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	町内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策として計画策定の重要性を認識させる。	セミナー開催	年1回
協力体制マニュアルの整備	当会と小平町との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	担当部署との協議会開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部体制	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	役職員間の勉強会開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言・加入手続き支援のための職員の育成と連携を図る	担当保険会社等と勉強会及び職員会議開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後、感染症発生時に速やかな支援実施体制の構築	連携会議開催	年1回

4. その他

- ◆経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ◆上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

6. 事業継続力強化支援事業の内容

◆当商工会と小平町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

小 平 町	小平町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る計画策定に係る助言・指導	BCP策定支援・継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知・ハザードマップの活用	
関係団体との連携・支援体制強化	
防災訓練の実施・周知協力	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会のホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・事業者の北海道スタイル推進を支援し最新の情報を取得し提供する。
(道HPのURLを周知 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社、専門家派遣事業等を活用し専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

エ. フォローアップ

- ・年1回フォローアップを実施する。

◇商工業者数 131 (独自調査)

◇小規模事業者数 114 (独自調査) 101 (H26 経済センサス)

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自調査)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	26	26	3	3	2	2	2	3	3	2	2	2
製造業	6	4	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
小売業	34	33	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2
飲食業	13	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業・その他	52	38	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2
合計	131	114	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

- ・事業継続力強化支援計画連携会議において、年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。ヒアリングで収集した情報は当会と小平町で共有し、指導・助言にて改善点等についてフォローアップを行う。また、必要に応じて、専門家や各支援機関と連携するなど迅速に対応する。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、小平町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

- 実施時期 年1回 (小平町避難訓練開催時)
- 訓練内容 発災後の連絡手段等の確認、発災後の指示命令系統、連絡体制の確認
- 訓練連携先 小平町企画振興課企画振興係

(2) 発災後の対策

- ◆自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話②SNS (LINE等) ③メール (ショートメール・メール等)
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・小平町災害対策本部の方針に従い、小平町企画振興課と連携をとりスケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況下の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は次の配備体制表を想定する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
- ・町内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい、体温管理等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

配備体制表

種別	配置の時期	配置要員
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。(連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると想定) 	全職員
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	事務局長 経営指導員
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報が無い。 	事務局長 経営指導員

※連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と小平町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月後	2日に1回共有する

- ・小平町で取りまとめた「小平町地域防災計画・小平町地域強靱化計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ円滑な指示体制を構築する。
- ・被災地での活動に対しては、二次災害発生への恐れもあることから、被災地区の情報を共有し報告体制を整備することで被災地域活動制限や二次災害の危険性を周知し、二次災害発生防止に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にてメールまたはFAX等により情報共有報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ小平町と確認する。
- ・当会と小平町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、北海道留萌振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

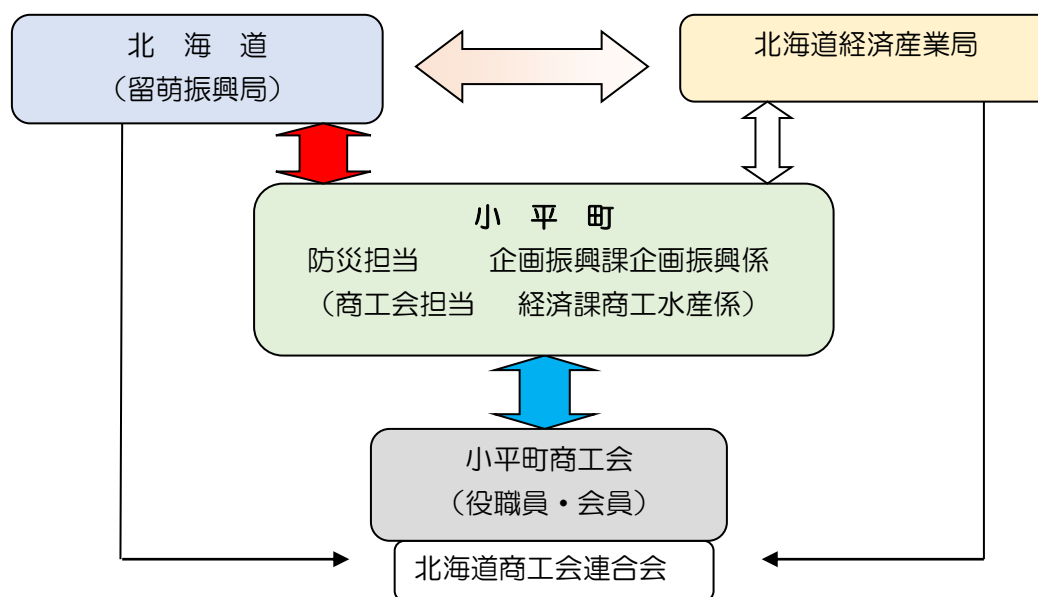
～被災状況確認報告書～

報告日時 年 月 日 時 分現在

報告者 小平町商工会 現認者又は報告者氏名

事業所名	地区・地域・所在	業種	被害状況 (人的・建物・機械設備・商品などの詳細)	被害額 (万円)

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 町内小規模事業者等の被害状況は、あらかじめ小平町と定めた方法により確認する。
- ・ 相談窓口の開設について小平町と協議の上、安全性が確認された場所に設置する。
- ・ 被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

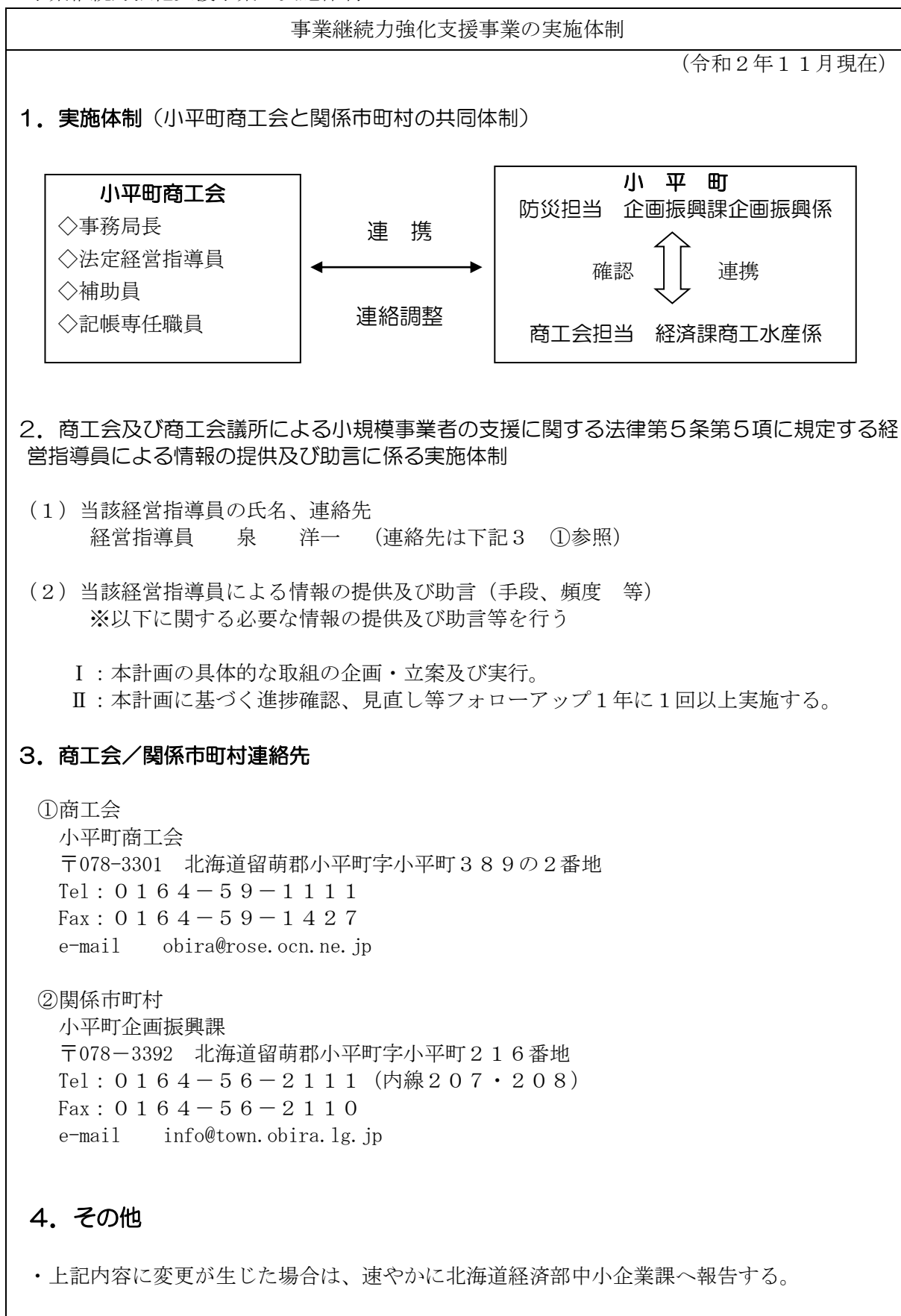
- ・ 小平町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対する支援を実施する。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・ 本計画は、小平町及び小平町商工会HP、広報誌や商工会会報等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・ 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

項目	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
	必要な資金の額		124	124	124	124
専門家派遣費		52	52	52	52	52
セミナー開催費		52	52	52	52	52
チラシ等作成費		10	10	10	10	10
防災、感染症対策費		10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

参考・参照資料 1

出典 小平町ハザードマップ大雨時危険区域図

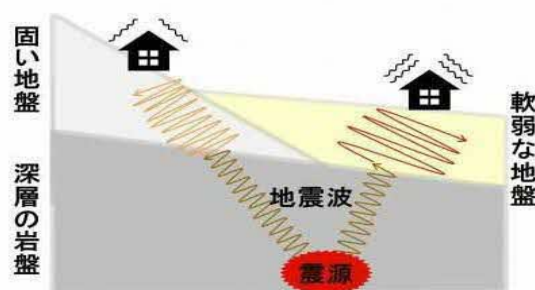


北海道土砂災害警戒情報システムより抜粋



地区名	地盤の種類	揺れやすさ	地 盤	地震発生の予測確率					
				震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	震度8
小平地区	丘陵	1.02	液状化しにくい	7%	2%	0%	0%	0%	0%
				震度5弱以上の地震が、7%の比較的低い確率で発生すると予測されています。					
白谷地区	丘陵	0.93	液状化しにくい	6%	2%	0%	0%	0%	0%
				震度5弱以上の地震が、6%の比較的低い確率で発生すると予測されています。					
達布地区	丘陵	0.87	液状化しにくい	6%	2%	0%	0%	0%	0%
				震度5弱以上の地震が、6%の比較的低い確率で発生すると予測されています。					
鬼鹿地区	岩石台地	1.12	液状化しにくい	8%	2%	0%	0%	0%	0%
				震度5弱以上の地震が、8%の比較的低い確率で発生すると予測されています。					

揺れやすさの目安	独立行政法人 防災科学技術研究所の分析	2.0以上の地域：特に揺れやすい	1.6以上～2.0未満の地域：揺れやすい	1.4以上～1.6未満の地域：場所によっては揺れやすい
----------	------------------------	------------------	----------------------	-----------------------------



揺れやすさは、表層地盤増幅率と呼ばれるもので、地表面の地盤の地震時の揺れの大きさを数値化したものです。数値が大きいほど地盤は弱く揺れは大きくなります。具体的には、揺れやすさ＝表層地盤増幅率が2倍になると、地震の揺れ幅が2倍になります。例えば、揺れやすさ＝表層地盤増幅率が2.0の地点は、1.0の地点に比べて揺れ幅が2倍になります。

揺れやすさの目安

独立行政法人 防災科学技術研究所の分析では、

2.0以上の地域：特に揺れやすい

1.6以上～2.0未満の地域：揺れやすい

1.4以上～1.6未満の地域：場所によっては揺れやすい

としています。

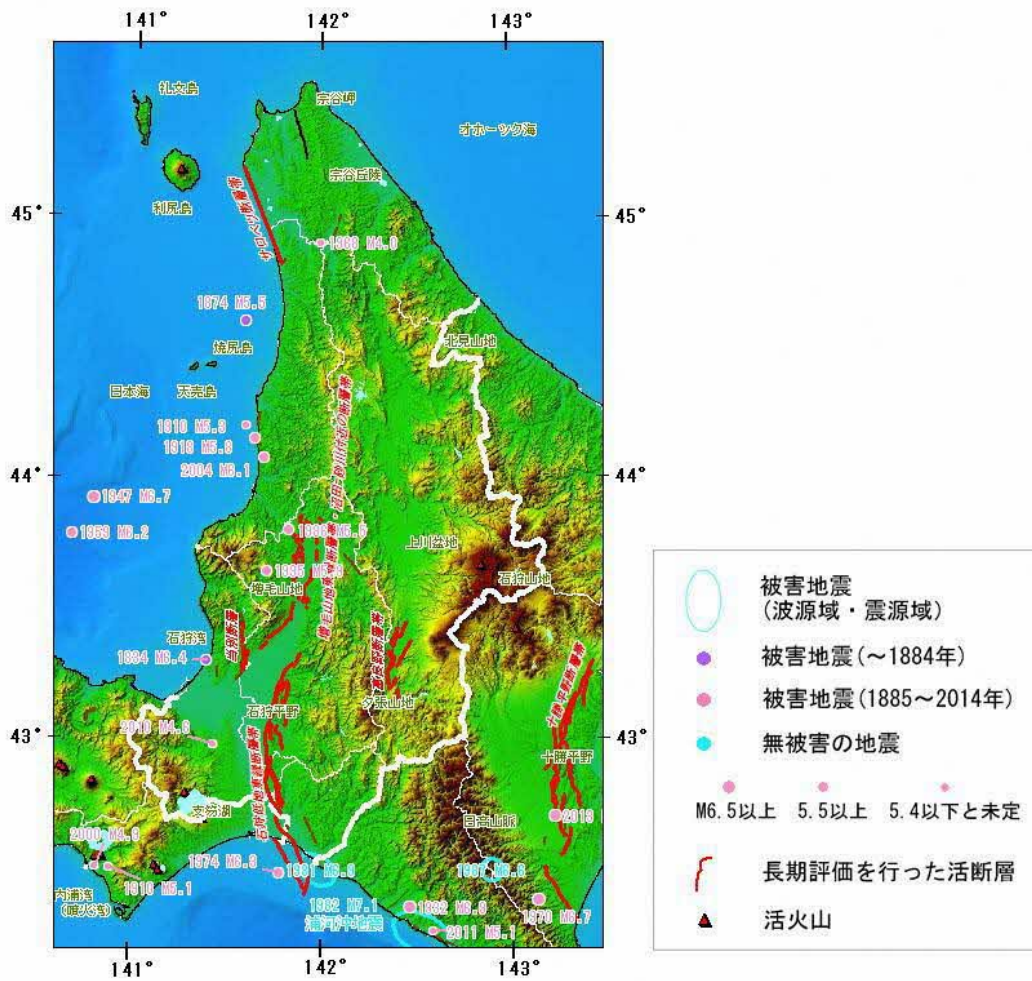
◆揺れやすい地盤～揺れやすいのは、泥や水を含んだ粘土、軟らかい砂から成る地盤です種類で言うと、埋立地、干拓地、旧河道(川跡)、谷底低地、三角州・海岸低地、砂州・砂礫州、砂丘、砂州・砂丘間低地です。

◆液状化しやすい地盤～液状化のリスクが高いのは、地下水位の高い砂を多く含む地盤です。種類で言うと、埋立地、干拓地、旧河道(川跡)、自然堤防、後背湿地、三角州・海岸低地、砂州・砂丘間低地です。

◆地震に強い地盤～揺れにくく、液状化のリスクが低い、地震に対して強い地盤は、山地、山麓地、丘陵、岩石台地、砂礫質台地、ローム台地、扇状地です。

参考・参照資料 3

出典 地震調査研究推進本部



出典 地震ハザードマップ

